

## 第8回議会改革検討協議会 議事録（要点筆記）

【日 時】令和2年9月29日(火)午前10時30分開会

【委 員】溝口委員長、林副委員長、貫野委員、谷野委員、中村委員、村田委員  
森下委員、池辺議長、大塚副議長

【職 員】松下事務局長、橋本次長、森杉係長

### 〔協議事項〕

#### 1 議会BCPについて

- ① 「泉大津市議会における災害発生時の対応要領（案）（別紙）」  
→ 全会派で内容を確認。
- ② 「災害発生時のフロー図（別紙）」  
→ 市が災害対策本部の設置後は、当該フロー図を参照すること。議員から市担当課へ直接問い合わせしないことを全会派で確認。
- ③ 「情報収集連絡表（別紙）」  
→ スマホやタブレットから情報収集連絡表に直接入力し本部へメールで  
きるか要確認。  
→ 現在、事務局にて調整中。  
→ 災害時の情報収集連絡表でのやり取りは、基本的にメールにて行い、議  
会事務局へ電話で連絡は行わないこと。  
→ 当該様式を全会派で確認。
- ④ 会議で確認された「泉大津市議会における災害発生時の対応要領（案）」、  
「災害発生時のフロー図」及び「情報収集連絡表」は、議会運営委員会にて  
報告を行う。
- ⑤ 次回（R3.1.15）の議会改革検討協議会では、災害に遭遇したことを想定  
し、タブレットを使用したテストを議会改革検討協議会各委員で行う。

### 【その他】

- 災害時や緊急時の議員 LINE グループ作成について  
→ 会派に持ち帰り、次回、議会改革検討協議会各委員から報告。
- 次回会議日程 令和3年1月15日（金） 午後1時から

## 泉大津市議会における災害発生時の対応要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、泉大津市において自然災害や人的災害等が発生したときに、議決機関・住民代表機関である議会の機能維持を目的として、泉大津市議会が泉大津市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、別紙行動基準表に明記すると共に必要な事項を定めるものとする。

### （本部の設置）

第2条 泉大津市議会議長（以下「議長」という。）は、自然災害や人的災害等により非常配備 B 号（全職員参集）に基づく市対策本部が設置された場合、これに協力するため、発災から概ね 2 日以降に泉大津市議会内に泉大津市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

### （本部の構成）

- 第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
  - 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 4 本部役員は、各党派代表をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。
  - 5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

### （本部の任務）

- 第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1) 市対策本部から災害情報の報告を受け、情報提供を行うこと。
  - (2) 災害情報を収集・整理したものを、市対策本部に提供すること。
  - (3) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
  - (4) 必要に応じて国・府等への要望を行うこと。
  - (5) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

### （議員の対応）

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部から情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて、別表第1（以下「別表1」という。）に所要事項を記載し、タブレット又はFAX等により本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

（議員の対応の特例）

第5条の2 第2条に規定する本部を設置しなかった場合及び非常配備 B 号（全職員参集）以外に基づき市対策本部等が設置された場合の議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて、別表1に所要事項を記載し、タブレット又はFAX等により議会事務局を通じ市へ情報提供を行うこと。
- (2) 各地域における活動に協力すること。
- (3) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

（議会事務局の対応）

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部へ情報提供を行うこと。また、議員からの別表1による情報提供を市対策本部に提供するとともに、必要に応じて、市対策本部からの被害状況等の情報を議員に提供すること。
- (2) 事務局職員は、本部の業務に従事する。また、議員からの別表1による情報提供等の窓口となること。

（議会事務局の対応の特例）

第6条の2 第2条に規定する本部を設置しなかった場合及び非常配備 B 号（全職員参集）以外に基づき市対策本部等が設置された場合の議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部等の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、議員からの別表1による情報提供を市対策本部等に提供すること。また、必要に応じて、市対策本部等からの被害状況等の情報を議員に提供すること。
- (2) 事務局職員は、議員からの別表1による情報提供等の窓口となること。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

懇談会の

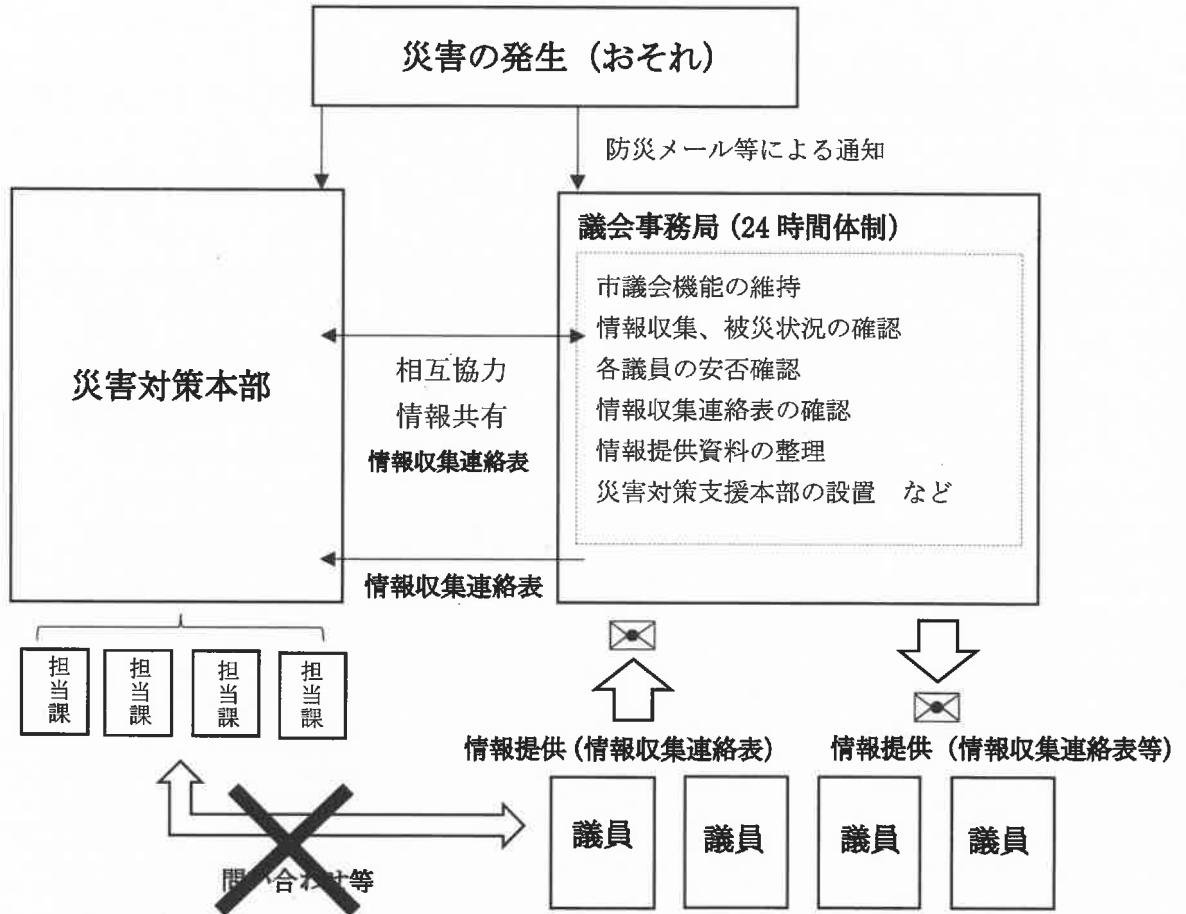
附 則

この要領は、平成29年9月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和〇〇年〇月〇〇日から施行する。

【災害対策本部体制等 設置時】



情報収集連絡表

\* 「受付番号」、「受信者氏名」、「受信日時」は議会事務局で記入

受付番号	
受信者氏名	
受信日時	

報告日時	月日	
	時間	
議員氏名		
連絡先		

発生状況	発生場所 (地域)	住所					発生日時	月日		
							時間			
被害状況	死傷者	死者		不明		住家	全壊		一部損壊	
		負傷者		計			半壊		床上浸水	
応急対応の状況										
市民の避難状況										
市民のニーズ										
対応状況	令和 年 月 日									
	時 分									
	担当課：									
	事務局職員名：									